

# 【定額減税や寄附金税額控除(ふるさと納税等)の確認方法について(特別徴収)】

定額減税により控除した額は「税額控除額等⑤」に含まれています。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税		特別徴収税額の決定又は変更通知書 (納税義務者用)	
所得 円	給与収入 給与所得 (所得金額控除前金額) その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税 標準
所得 控除 円	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・働 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	税 額
(摘要) 調整控除 市民税 <b>ウ</b> 1,500円 県民税 <b>エ</b> 1,000円		所得控除合計②	税 額
住宅借入金等特別税額控除 市民税 <b>オ</b> 12,000円 県民税 <b>カ</b> 8,000円			税 額
定額減税額 市民税 <b>キ</b> 6,000円 県民税 <b>ク</b> 4,000円			税 額

  

税	税額控除額等⑤	均等割額⑦	特別徴収税額⑨	控除不足額⑩	既充当・既委託納付額⑪	変更前税額⑬	増減額(⑨-⑬)
市民税	<b>ア</b>						
県民税	<b>イ</b>						
森林環境税							
特別徴収税額							
控除不足額							
既充当・既委託納付額							
変更前税額							
増減額							

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定又は変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名(課税年度の初日の属する年の1月1日現在)	指定番号
住	所(課税年度の初日の属する年の1月1日現在)	整理番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第41条、第319条及び第320条(第3項)並びに尼崎市  
税条例第30条の2及び第31条の2(第2項)の規定によって通知します。  
①この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に尼崎市に対して審査請求をすることが  
できます。②この決定又は前記の審査請求に対する裁決に不服があるときは、原則として、その裁決を受け取った日の翌日から起  
算して3か月以内に尼崎市を被告として(尼崎市長が被告の代表者となります)、決定又は裁決の取消訴訟を提起することができます。  
③この決定の取消訴訟は、目的審査請求に対する裁決を経た後のみ提起することができますが、①審査請求があった日から3か月を経過  
しても裁決がないとき、②この決定、この決定の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは  
④その他の理由を以て、この決定の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁決  
を待たなくても、決定の取消訴訟を提起することができます。⑤審査期間内であっても、①③④については決定があった日から起算して1年、  
②については裁決があった日から起算して1年を経過すると、①③については審査請求を、②④については取消訴訟を提起することが  
できなくなります。

(お問合せ先) 尼崎市 税務管理部 市民税課  
電話 06-6489-6246~6248 FAX 06-6489-6875

定額減税により控除した額です。

令和7年度定額減税は、控除対象配偶者を除く  
同一生計配偶者を有する申告がある場合、控  
配・老配は空白のまま、定額減税の額が適用欄  
に記載されます。

- ・ 税額控除の明細については摘要欄をご覧ください
- ・ ふるさと納税等の寄附金税額控除につきまして、例年摘要欄に記載させていただいております。  
ただし、定額減税対象者(同一生計配偶者を有する申告がある者)については、定額減税額の表示により、本年は記載されません。
- ・ 摘要欄にふるさと納税等の寄附金税額控除の記載がない方は、下記の計算式により確認いただけます。  
市民税  $A - (U + O + K) = \text{ふるさと納税等の寄附金税額控除}$  (注)  
県民税  $I - (E + C + K) = \text{ふるさと納税等の寄附金税額控除}$  (注)  
(注) 配当等他の控除がある場合はふるさと納税等の寄附金税額控除 + 配当控除等となります。